

## 成績評定及び卒業認定

### (履修科目及び単位数)

履修科目及び単位数は、別表のとおりとする。

### (履修の方法)

別表に定める全ての科目を履修しなくてはならない。

### (単位の認定)

- 1) 当該科目の時間数の3分の2以上出席し、試験等に合格した者には所定の単位を与える。
- 2) 欠課が当該科目の時間数の3分の1以上になった場合は、成績評価は行わない。
- 3) 成績評定の結果等を勘案した上、進級審議会の議を経て認定される。

### (成績評価)

- 1) 評価は筆記試験、口頭試問、レポート、パフォーマンスや成果物等で行う。
- 2) 評価の評定は次の区分に従って行う。

成績点数	評定
80 点以上	A
70 点以上 80 点未満	B
60 点以上 70 点未満	C
60 点未満	D

- 3) 実習は実習計画に従って単位を取得する。

### (合格基準)

本規定の成績評価第8条第1項の評定で明示されている60点以上を合格とし、60点と表記する。

### (卒業認定)

第27条 学生は、各教科について所定の成績評価を得なければ卒業することはできない。

### (卒業証書・称号の授与)

- 1) 教育課程に定める全科目の単位を修得した者に対して卒業の認定を行い、卒業証書を授与する。
- 2) 卒業を認定をされた者は、学校教育法第131条の2及び学校教育法施行規則第186条に基づき、専門士を称することができる。